

死刑執行に抗議する会長声明

昨日、名古屋拘置所で1名の者に対する死刑執行がなされた。上川陽子法務大臣が就任してから初めての死刑執行であり、第2次安倍内閣以降は昨年8月以来7回目、合わせて12人になる。

本件は、弁護人が被執行者の控訴の取下げ無効を主張していた事案であり、また再審請求の準備中であつたものである。このような状況下で死刑が執行されたことは極めて遺憾であり、当会は改めてこの度の死刑執行に強く抗議する。

日本弁護士連合会は、2014年11月11日、上川法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界的情勢について調査の上、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止すること等を求めている。

死刑は、かけがえのない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆的な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪い去るという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、140か国以上の国が既に死刑を廃止又は停止している。死刑を存置している国は58か国あるものの、2014年に実際に死刑を執行した国はさらに少なく、日本を含め22か国であった。いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国（34か国）の中で死刑制度を存置している国は、日本・韓国・米国の3か国のみである。

あるが、韓国は17年以上にわたって死刑の執行を停止、米国では19州が死刑を廃止しており、昨年末にはワシントン州、今年に入ってペンシルベニア州がそれぞれ死刑執行の停止を表明している。死刑の廃止、執行の停止は、今や国際的潮流である。

さらに、記憶に新しいところでは、2014年3月、静岡地方裁判所は袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。現在、東京高等裁判所において即時抗告審が行われているが、もし死刑が執行されていたならば、まさに取り返しのつかない事態となっていた。これらは、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑の執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示すものである。世論においても、かつてないほど死刑の存廃についての関心が高まっている。

こうした状況を受け、国際人権（自由権）規約委員会は、2014年、日本政府に対し、死刑の廃止について十分に考慮すること等を勧告している。

この度の死刑執行が、かかる世論や世界的情勢を踏まえて熟考の上、なされたものであったのか、あらためて問われなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議し、あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

2015年6月26日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

接見室での写真撮影に関する東京高裁判決に対する会長談話

去る7月9日、東京高裁第2民事部は、当会会員が、接見妨害を理由に提訴していた国賠訴訟について東京地裁民事第39部が昨年言い渡した一部認容判決を取り消し、一審原告の請求を棄却する旨の判決を下した。

この事件は、2012年3月30日、当会会員が、東京拘置所において、弁護人として、健康状態に異常が認められる被告人と接見をしていた際に、東京拘置所の職員により、面会室内で写真撮影をしたことを理由として、その接見及び写真撮影・録画を中断させられ、強制的に被告人との接見を中止させられたというものである。

本判決は、刑事訴訟法39条1項の「接見」には、被告人が弁護人等により写真撮影やビデオ撮影されたり、弁護人が面会時の様子や結果を音声や画像等に記録化することは本来には含まれないと判断した。その理由は「接見」という言葉が、「面会」を意味すること、「接見」と「書類若しくは物の授受」が区別されていること、刑事訴訟法が制定された昭和23年7月10日当時、カメラやビデオ等の撮影機器は普及しておらず、弁護人等が被告人を写真撮影したり、動画撮影したりすることは想定されていなかったという条文の文言に基づく形式的なものであり、「接見」の内実に触れようとすらしていない。

また、メモのような情報の記録化のための行為であれば、接見交通権の保障の範囲内として認められるべきものもあるとして、つつ、「記録化の目的及び必要性、その態様の相当性、立会人なくして行えることからくる危険性等の諸事情を考慮して検討されるべきもの」とし、情報の記録化に対してすら広汎な制約が及ぶとしたのである。しかも、証拠保全の目的がある場合には、刑事訴訟法179条の証拠保全の申立てをすれば足り、そのよう

な場合の写真撮影等は認められないと現実の実務を全く理解していない判断をしているのである。このように本判決は、写真撮影等が接見交通権で保障されないということを前提に刑事収容施設法117条、113条に定める「刑事施設の規律及び秩序を害する行為」があれば、逃亡のおそれ等が認められなくとも、その行為の制止、面会の一時停止、面会の終了の措置を執ることができ旨判示し、拘置所の庁舎管理権に基づき弁護人の接見に対して広汎な制約が及ぶことを認めた。

そもそも、接見交通権は、憲法34条が保障する被疑者・被告人の弁護人の援助を受ける権利の中核ともいえるべき刑事手続上最も重要な権利である。本判決は、国家権力が庁舎管理権に基づき施設内の規律と秩序を守るという名目で接見交通権を侵害することを認めるに等しい判決であって、接見交通権の理解を全く欠いており、著しく不当である。

本判決により、刑事弁護を担う弁護士が、弁護の一環として、接見の様子を記録化し、あるいは被疑者・被告人の心身の状態を証拠化するために、接見室内で写真撮影等を行うことを躊躇し、十全な弁護活動に支障を来すようなことがあってはならない。

当会は、弁護人が被疑者・被告人との接見の際に、弁護活動上必要がある場合に、写真撮影・録画を行うことは、接見交通権として保障されるべき行為であることをあらためて表明し、関係各機関に対し弁護人と被疑者・被告人との間の自由な接見交通を保障することを強く求める。

2015年7月15日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

東京弁護士会歴代会長による違憲の安全保障法制に反対する共同声明 「私たちは、安全保障関連法案の撤回・廃案を強く求めます！」

「二度と戦争をしない」と誓った日本国憲法の恒久平和主義が、今最大の危機を迎えている。

現在、国会は政府の提出した「安全保障関連法案」を審議中であるが、会期を異例の95日という長期間延長し、本日、衆議院の特別委員会での採決を強行した。政府与党は、引き続き、本国会での成立を辞さないとの構えを見せ、日々緊迫の度を増している。

安全保障関連法案は、昨年7月1日の集団的自衛権行使の容認等憲法解釈変更の閣議決定を立法化し、世界中のどの地域でも自衛隊の武力行使（後方支援）を可能とするものである。「厳格な要件を課した」と称する存立危機事態・重要影響事態等の発動の基準は極めて不明確で、時の政府の恣意的な判断で集団的自衛権が行使され、自衛隊の海外軍事行動が行われる危険性が高く、憲法9条の戦争放棄・恒久平和主義に明らかに反するものである。

また憲法改正手続に則って国民の承認を得ることなく、憲法を解釈変更し、これに基づく法律制定をもってなし崩し的に憲法を改変しようとするのは、立憲主義および国民主権を真に向から否定するものである。

衆議院憲法審査会に与野党から参考人として招じられた3名の憲法学者がそろって「安全保障関連法案は憲法違反」と断じ、大多数の憲法学者も違憲と指摘している。これまでの歴代政府も一貫して、集団的自衛権行使や自衛隊の海外軍事活動は憲法9条に違反するとの見解を踏襲してきたのである。

然るに、政府は「日本をめぐる安全保障環境が大きく変わり、国民の安全を守るためには集団的自衛権が必要」と主張し、武力による抑止力をことさらに喧伝しているが、そのような立法事実が実証できるのかは甚だ疑問である。また、政府は唐突にも、1959年（昭和34年）12月の砂川事件最高裁判決を本法案の合憲性の根拠として持ち出しているが、同判決は、個別的自衛権のあり方や米軍の国内駐留について述べたものであって、集団的自衛権を認めたものではないことは定説である。

われわれ国民は、日本国憲法の恒久平和主義という究極の価値観のもと、様々な考えや国際情勢の中で平和と武力の矛盾に揺れながらも、戦後70年間軍事行動をしなかったという、世界

に誇れる平和国家を創り上げてきたのである。政府は「国民の安全を守るのは政治家である」として、かかる歴史と矜持を、強引に踏みにじろうとしている。

私たちは、憲法とともに歩みこれを支えてきた在野法曹の一員として、憲法の基本理念である恒久平和主義が、時の一政府の発案によって壊されようとしている現状を深く憂い、ここに安全保障関連法案の違憲性とその危険性を強く国民の皆さんに訴えるとともに、同法案の撤回あるいは廃案を求める。

2015年7月15日

昭和57年度会長	安原 正之
昭和58年度会長	藤井 光春
昭和63年度会長	海谷 利宏
平成元年度会長	菅沼 隆志
平成5年度会長	深澤 武久
平成7年度会長	本林 徹
平成9年度会長	堀野 紀
平成11年度会長	飯塚 孝
平成12年度会長	平山 正剛
平成13年度会長	山内 堅史
平成14年度会長	伊礼 勇吉
平成15年度会長	田中 敏夫
平成16年度会長	岩井 重一
平成17年度会長	柳瀬 康治
平成18年度会長	吉岡 桂輔
平成19年度会長	下河邊和彦
平成20年度会長	山本 剛嗣
平成21年度会長	山岸 憲司
平成22年度会長	若旅 一夫
平成23年度会長	竹之内 明
平成24年度会長	斎藤 義房
平成25年度会長	菊地裕太郎
平成26年度会長	高中 正彦
平成27年度会長	伊藤 茂昭

安全保障関連法案の衆議院強行採決に抗議し、同法案の撤回・廃案を強く求める会長声明

本日、衆議院本会議において、『安全保障関連法案』が与党のみによる賛成多数で強行採決され、参議院に送付された。

『安全保障関連法案』は、他国のためにも武力行使ができるようにする集団的自衛権の実現や、後方支援の名目で他国軍への弾薬・燃料の補給等を世界中で可能とするもので、憲法改正手続も経ずにこのような法律を制定することが憲法9条及び立憲主義・国民主権に反することは、これまでも当会会長声明で繰り返し述べたとおりである。

全国の憲法学者・研究者の9割以上が憲法違反と断じ、当会のみならず日弁連をはじめ全国の弁護士会も憲法違反を理由に法案の撤回・廃案を求めている。法律専門家のみならず、各マスコミの世論調査によれば、国民の約6割が反対を表明しているし、約8割が「説明不足」だとしている。

このように、法律専門家の大多数が憲法違反と主張し、国民の多くからも強い反対や懸念の表明があるにもかかわらず、『安全保障関連法案』を政府及び与党が衆議院本会議における強行採決で通したことは、国民主権を無視し立憲主義及び憲法

9条をないがしろにする暴挙と言わざるを得ない。

安倍総理自身が、「十分な時間をかけて審議を行った」と言いながら「国民の理解が進んでいる状況ではない」と認めており、そうであるならば主権者たる国民の意思に従い本法案を撤回すべきである。国民の理解が進んでいないのではなく、国民の多くは、国会の審議を通じ、本法案の違憲性と危険性を十分に理解したからこそ反対しているのである。

参議院の審議においては、このような多くの国民の意思を尊重し、慎重かつ丁寧な審議がなされるべきであり、政府及び与党による強行採決や60日ルールによる衆議院における再議決など断じて許されない。

あらためて、憲法9条の恒久平和主義に違反し、立憲主義・国民主権をないがしろにする『安全保障関連法案』の撤回あるいは廃案を、強く求めるものである。

2015年7月16日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭